

承認第3号

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：税務課】

令和7年度の地方税制の改正を内容とする地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布されたこと等に伴い、令和7年4月1日から施行される内容に関し、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

（1）固定資産税

① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の手続きの見直し【付則第10条の3の改正規定】

マンション管理組合の管理者等から町長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができるようになります。

（2）軽自動車税

① 軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正

【第88条の改正規定】

2輪の原動機付自転車のうち、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの（新基準原付）に係る種別割の税率を年額2,000円とします。

② マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備【第95条の改正規定】

軽自動車税種別割の減免申請の際に提示する運転免許証にマイナ免許証を追加するほか、その手続きについて規定します。

（3）その他法令の改正による条文整理等所要の改正

2. 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

(2) 経過措置

- ① この条例による改正後の斑鳩町町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例によります。
- ② 新条例第88条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によります。